

(別表1)

事業継続力強化支援計画

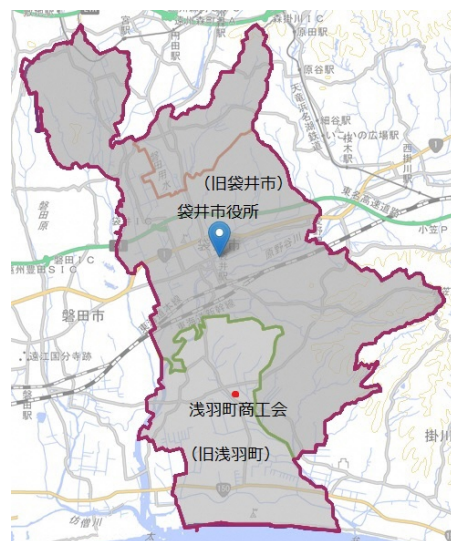
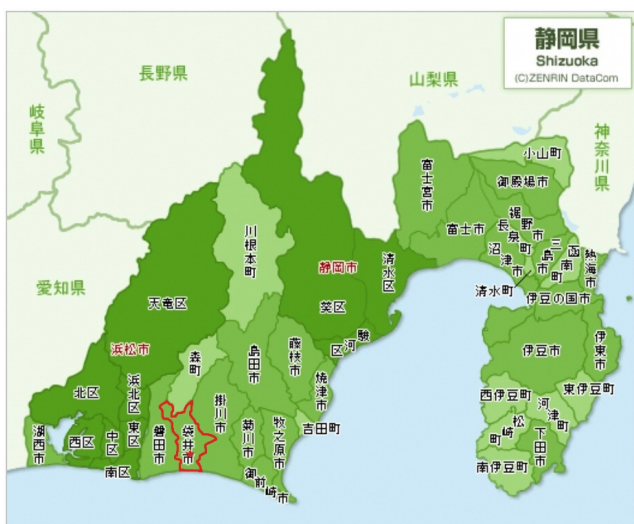
事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の概要・立地

浅羽町商工会が立地する袋井市は、東海道五十三次の間接点である袋井宿があった静岡県の西部に位置し、直近ではラグビーワールドカップ2019日本大会の日本対アイルランド戦において日本が歴史的勝利を収めた小笠山総合運動公園「エコパスタジアム」が立地する街としても有名となった。

当商工会地域は、平成17年の行政合併前の旧浅羽町をエリアとする太平洋に面した袋井市南部地域に位置しており、地積は28.31km²、東西5.35km、南北7.23kmと南北に長い平坦な地形で、平均海拔は3mである。



(2) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップは、太田川水系（太田川、原野谷川、敷地川、宇刈川、逆川）が、流域で想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量629.5mm）により堤防の決壊や越水が発生した場合を想定し作成されている。

市南部である浅羽地区の平野部をはじめとし、ほぼ全域の平野部で0.5mから最大3.0mの浸水が想定されている。また、大きな工場が多いJR東海道新幹線沿線の原野谷川沿いの地域や市を南北に流れる太田川、敷地川沿いの地域では3.0m以上の浸水被害が想定されており、三川地区や高南地区、愛野地区の一部では5.0m以上の浸水被害が想定されている。

低平地の多い当市は堤防の決壊などによって大規模な浸水被害が発生する危険性や排水困難による浸水が発生する危険性を有しているので注意が必要である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市内にて県が指定した土砂災害警戒区域とされている箇所は、土石流49箇所、急傾斜270箇所の合計319箇所（令和4.3月末時点）である。三川地区は土石流の危険箇所が多く、急傾斜の危険箇所は豊沢から宇刈の広い範囲で指定されている。特に豊沢地区は、土石流、急傾斜ともに指定箇所が集中しており、住宅も多いので注意が必要である。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

静岡県第4次地震被害想定では、発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは、約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル1の地震・津波」と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（南海トラフ巨大地震）「レベル2の地震・津波」の二つのレベルが想定されている。

当市の震度分布及び津波高は、レベル1で震度6強（38.5%）、震度7（61.5%）、最大津波高5m、浸水面積1cm以上0.3km²、レベル2では震度6強（13.9%）、震度7（86.1%）、最大津波高10m、浸水面積1cm以上2.5km²が想定されており、レベル2の地震・津波が発生した場合、袋井市では、全壊・焼失棟数約15,000棟、半壊棟数約9,600棟の建物被害が想定されるとともに、死者数約600人、重傷者数約2,700人、軽傷者数約3,000人の人的被害が想定されている。また、上下水道や電力といったライフラインの被害も甚大で、復旧に長時間を要するとともに、発災後の避難者の推移は、1日後43,703人、1週間後はライフラインの断絶により最大の50,579人となり、ライフラインが復旧した1ヶ月後でも、48,610人と想定されている。

		レベル1	レベル2（東側ケース）
震 度		震度6強（38.5%） 震度7（61.5%）	震度6強（13.9%） 震度7（86.1%）
津 波	最大津波高	5 m	10 m
	浸水面積（1cm以上）	0.3 km ²	2.5 km ²
建物被害	全壊・焼失	約13,000棟	約15,000棟
	半 壊	約9,300棟	約9,600棟
人的被害	死 者	約400人	約600人
	重 傷 者	約2,300人	約2,700人
	軽 症 者	約2,600人	約3,000人

			レベル1	レベル2（東側ケース）
避難者	一日後	避 難 所	23,300人	26,240人
		避 難 所 外	15,558人	17,463人
		計	38,395人	43,703人
	1週間後	避 難 所	23,321人	25,354人
		避 難 所 外	23,321人	25,225人
		計	46,642人	50,579人
	1ヶ月後	避 難 所	11,962人	14,583人
		避 難 所 外	27,912人	34,027人
		計	39,874人	48,610人

(津波：ハザードマップ)

当市における津波ハザードマップは、国・県が行ったレベル2の被害想定を基に、さらに詳細なデータ収集と分析結果を加え、地震発生と同時に海岸防災林や河川堤防が全て崩壊した状態を独自に想定して作成している。

海岸から国道150号までの約500mは最大5m以上、国道150号沿線は3～5mの浸水深と想定している。また、国道150号以北でも、太田川、弁財天川の河川遡上により0.2～3mの浸水深を想定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のようにすべての国民が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当市には、遠州灘沿岸部と太田川や原野谷川沿いの低平地を中心に、液状化が起きやすいとされる、砂を多く含み、地下水位の高い地盤が広く分布しているため、液状化危険度マップを作成している。

液状化危険度マップでは、液状化の発生が「高い」「可能性がある」「可能性が低い」「可能性が極めて低い」「除外区域」及び液状化履歴を表示している。

当市は、市内全域が中部電力浜岡原子力発電所の31km圏内（UPZ：緊急防護措置を準備する区域）にあり、原子力災害に係る市民への対策として、袋井市原子力災害広域避難計画が策定されている。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 517人
- ・小規模事業者数 426人

(令和4年3月31日現在)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	104	65	中堅企業の半数近くは沿岸部に立地
	建設業	125	119	広く分散
	卸小売業	67	53	北地区に多く立地
	サービス業	210	178	広く分散
	その他	11	11	広く分散

※) 立地状況は商工会区域を示す。

(4) これまでの取組

1) 袋井市の取組

・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、令和4年3月に袋井市地域防災計画を改定した。同計画に沿って、地域の防災訓練の実施、防災備品の備蓄、防災資機材等の整備・点検、通信施設等整備改良を進めている。

・袋井市地震災害警戒（災害対策）本部 災害対応マニュアルの作成

当市では発災時に職員が取るべき行動マニュアルを作成し、異動がある毎年3月～4月に修正を行っている。各部の分掌事務や連絡網の整備の他、インフラ、生活必需品の確保や輸送方法等について市内事業者と協定を結んでいる。

・袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013の策定

静岡県第4次地震被害想定結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震による大規模災害への備えや災害発生時の被害をできる限り軽減するとともに、迅速で適切な対策が実施できるよう、市として取り組むべき地震対策の取組を体系化した行動計画として、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定した。

- ・ **各種防災マップの作成**

当市では、津波・洪水・ため池のハザードマップを作成。他にも袋井市防災マップ、袋井市液状化危険度マップ、地図情報配信サービス「どまんなか袋井ナビ」、防災ガイドブック（日本語版・英語版・ポルトガル語版）、津波一時避難施設一覧を作成し、配布公開を行っている。

- ・ **津波避難タワー・命山の建設（津波一時避難施設の設置）**

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、先人の知恵に学びつつ、現代工法による津波一時避難場所「平成の命山」の建設を開始。現在は 4 つの命山が築造されている。

また、津波避難タワー「きらりんタワー」や浅羽南小学校への外階段の設置、民間事業所 11 施設、共同住宅 10 施設を津波発生時の一時避難施設として指定する等、津波一時避難施設の整備を進めてきた。

- ・ **防災訓練の実施**

当市では、静岡県での防災訓練に併せて、9 月に総合防災訓練、12 月に地域防災訓練を実施している。その他にも、土砂災害防災訓練や原子力防災訓練、津波避難訓練、救護所従事者兼地域医療救護研修会を実施している。

- ・ **防災備蓄品**

平成 28 年 10 月に豊沢の丘防災広場敷地内に、防災資機材を保管するための大型備蓄倉庫を整備。災害が発生した場合は、保管している資機材を各避難所に配備するほか、国などから送られた緊急支援物資を受け入れる拠点としても活用する。

- ・ **袋井市静岡モデル防潮堤整備事業・利活用基本計画**

浅羽海岸において、津波の被害から命や家、田畑を守るため防潮堤整備事業を推進。

防潮堤の整備とともに、利活用について検討するため、有識者や地域住民、関係機関で構成する「袋井市静岡モデル防潮堤整備事業にかかる利活用検討委員会」を組織して協議を重ね、平成 27 年 12 月に「袋井市静岡モデル防潮堤整備事業・利活用基本計画」として取りまとめを行った。

- ・ **袋井消防庁舎・袋井市防災センター**

袋井市森町広域行政組合と当市は、今後予想される南海トラフ巨大地震や複雑多様化する災害へ迅速・的確に対応するため、地域の消防防災拠点として「袋井消防庁舎・袋井市防災センター」を整備し、令和 2 年 4 月 1 日から運用を開始した。

- ・ **感染症の対策**

当市のホームページにおいて新型コロナウイルス感染症についての特設ページを開設し、感染者動向やワクチン接種等の市民向け情報、事業者向け情報、支援に関する情報を提供している。

2) 商工会の取組

- ・ 袋井市防災訓練との連携（災害状況の報告）
- ・ 商工会職員携帯カードの作成（H22 年作成：R 元年更新）
- ・ 商工会危機管理マニュアルの作成（H25 年作成：R 4 年更新）
- ・ 商工会災害システムの操作確認（令和元年度全国連作成の被災状況報告システム）
- ・ 袋井市との感染症に係る情報交換会への参加
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対する「経営相談窓口」の開設
- ・ 講習会、視察会の開催

年度	事業	テーマ等	講師等
R 4	相談会	B C P個別相談会	外部講師
R 4	講習会	過去の災害から学ぶ教訓と事業継続計画策定のポイント	外部講師
H28	講習会	熊本地震から学ぶ袋井市の災害対策	市防災監
H27	講習会	静岡モデル防潮堤整備事業の現状	市防災監
H26	講習会	B C P策定講習会	北川裕章中小企業診断士
H25	講習会	地震防災講習会	市防災監
H24	視察会	中部電力浜岡原子力発電所	中電担当者
	講習会	浜岡原発の地震・津波対策	
H23	講習会	防災講習会	市防災監
	視察会	宮城県岩沼市、石巻市	商工会担当者
H21	講習会	B C P策定講習会	北川裕章中小企業診断士

II 課題

- ① 商工会地区は軟弱地盤が多く、東西5km超に及ぶ海岸を有するなど、地震や津波、洪水の危険性が高い地域であるが、小規模事業者においてはB C P策定事業者が少ないなど、災害リスクへの対応が遅れている。
- ② 職員の事業所B C P策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ外部専門家等との連携が必要になっている。
- ③ 自然災害や感染症発生時の袋井市と浅羽町商工会との連絡方法や情報共有の仕組みなど連携体制が不十分で、円滑な対応に課題がある。
関係団体や小規模事業者等との連絡体制が整っていない。
- ④ 感染症対策について、小規模事業者に対しての予防接種の推奨や消毒、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りはできているが、感染対策B C Pは進んでいない。
感染拡大に備えるマスクや消毒液等の備蓄、リスク対策としての保険の周知を図る取組が必要である。

III 目標

- ① 防災意識の高揚
 - ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 職員のスキルアップと事業者B C P等の策定支援
 - ・静岡県等が開催するB C Pに係る研修会を活用し、経営指導員等のスキルアップを図るとともに、外部専門家等と連携し、地区内小規模事業者に対し事業者B C P及び事業継続力強化計画の策定に向けた指導や助言を行う。
- ③ 情報共有等、防災体制の構築
 - ・災害発生時における連絡・情報共有体制を円滑に進めるため、袋井市と浅羽町商工会との間における被害状況報告、共有ルートを構築する。
 - ・袋井市との連携を強固にし、小規模事業所をはじめとした発災時の連絡体制等を平時から構築する。
- ④ 感染症リスクへの対応
 - ・感染症発生時には、事業者が速やかに拡大防止措置を行えるよう、感染症B C Pの策定を推奨する。併せて商工会内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会と当市が連携し、多発する自然災害や事故、病気など日々の様々な経営リスクから小規模事業者を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導及び各種の会議等において、当市作成のハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について周知する。
- ・ 大規模な地震が発生する恐れがある時に発表される「南海トラフ地震臨時情報」についてその内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・ 会報や市広報、チラシ、パンフレット、ホームページ、LINE等を活用し、国や県の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画や即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成と防災備品の整備

- ・ 令和4年10月に「商工会危機管理マニュアル」を更新したが、当会の事業継続計画は未策定であることから、袋井市等と連携を図り、令和5年度を目途に策定を進める。併せて商工会に防災備品を順次整備していく。

3) 関係団体等との連携

- ・ 静岡県商工会連合会、袋井商工会議所との情報交換及び調整を図る。また、発災時において同団体と情報共有できる報告、共有ルートを構築しておく。
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携して、BCP関連損害保険の周知、小規模事業者に対する災害リスクの周知、小規模事業者のBCP策定支援、BCP策定セミナーの開催等の事前支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援施策の情報提供を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ BCP作成事業所に対して、年1回、取組状況を確認し、必要に応じて経営指導員や専門家による見直しを推進する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当市との被害状況報告訓練の実施
- ・ 商工会災害システムの入力訓練の実施

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）などを当市と当会で共有する。

団体名	安否確認の対象と目標時間
袋井市	○職員：発災後直ちに職員一斉メール等にて確認
浅羽町商工会	○職員：発災後 1 時間以内にLINE グループ機能にて確認 ○正副会長：3 時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○理事：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2 日以内に理事を通じて地区毎の会員安否を確認

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等特別措置法 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染対策に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害状況に応じて当会と当市で協議し実施する応急対策の方針を決定する。

想定する応急対策の内容は、①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務とし、概ね以下の判断基準とする。

◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れていない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

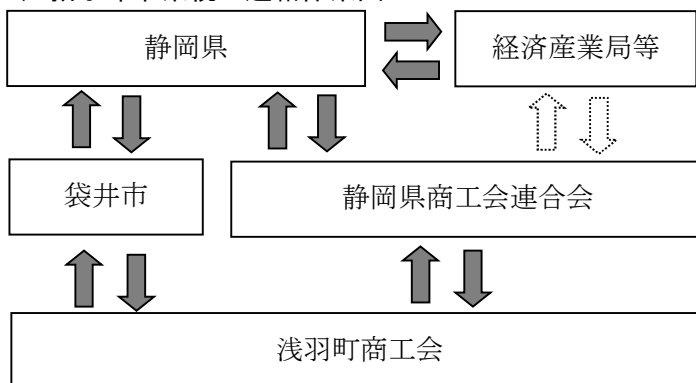
◆本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する。(10時・13時・16時)
1週間～2週間	1日に2回共有する。(10時・15時)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月以降	2日に1回共有する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ速やかに報告する

1) 指示命令系統・連絡体系図



◆被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	建物 機械設備 製品 その他

2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを作成し共用で運用する。

②被害額の算定の対象

当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

・「非住家被害」とは

事業用の建物（店舗・工場・事務所・作業場・倉庫など）の被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。人が居住している店舗兼住宅のような物件は、住居部分を「住家被害」として除外して処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでの区分毎に把握するものとする。

・「商工被害」とは

建物以外の事業の被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機会及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針 第2版」に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接費用）を見積もることとし、具体的には以下のとおりとする。

◆算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の見安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの 補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める 事業の復旧に関係しない経費を除く
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積物で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの	
商工被害	棚卸資産	喪失したものの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める
	有形償却資産	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費用と再調達価格を求める

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況を各地区の理事等を通じてLINE等で確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、口頭説明をはじめ、ホームページやSNS、チラシ等印刷物などで周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

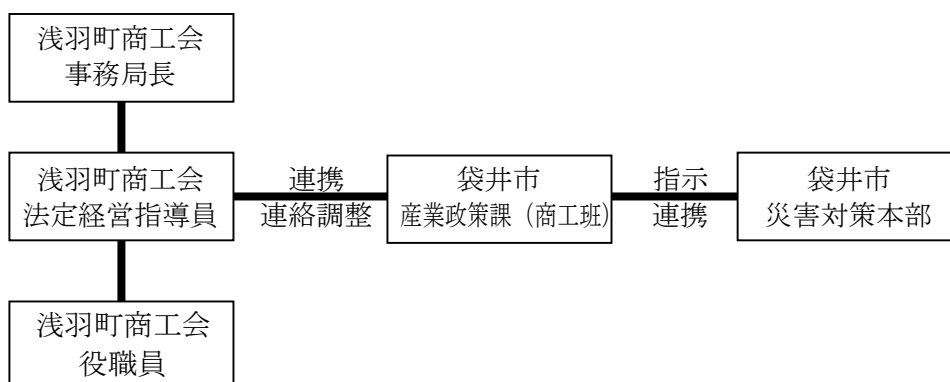
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 鈴木雄介 (連絡先は後述 (3) ①参照)

法的経営指導員 谷川貴幸 (同上)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1回以上/年)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

浅羽町商工会

〒437-1102 静岡県袋井市浅名979番地の1

TEL : 0538-23-2440 / FAX : 0538-23-4879

E-mail : asaba-s@asaba.or.jp

②関係市町

袋井市産業部産業政策課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL : 0538-44-3136 FAX : 0538-44-3179

E-mail : sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
必要な資金の額	480	480	550	550	550
・ 専門家派遣費 謝金、旅費、通信費	200	200	250	250	250
・ セミナー開催費 謝金、旅費、広報費	100	100	150	150	150
・ 普及・啓発費 パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	80	80	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、静岡県補助金、袋井市補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 浜松支店 支店長 作田 慎 〒430-0905 静岡県浜松市中区下池川町 15-3
連携して実施する事業の内容
1 事前支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ B C P 関連損害保険の周知 ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ 小規模事業者の B C P 策定支援 ・ B C P 策定セミナーの開催 2 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災企業に対する公的支援施策の情報提供 ・ 被災状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート
連携して事業を実施する者の役割
1 事前支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先は専門家を派遣し、小規模事業者に対する災害リスクや損害保険、B C P 策定の専門的な知見に基づいた支援を行う。 商工会は連携先が情報提供する場の設定、B C P 関連セミナーの企画及び運営、小規模事業者への周知を行う。 これにより、小規模事業者の危機管理意識の向上、保険の契約の見直し、B C P 策定促進に繋げる。 2 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先は専門家を派遣し、被災企業に対する公的支援施策の情報提供、相談に対応する。 商工会は連携先が実施する相談会の開催、専門家の派遣等を行う。速やかな保険請求のサポート等により被災事業所の早期の復興支援に繋げる。
連携体制図等